



児童手当の支給と 現況届の提出

中学校3年生までの児童を養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

■支給月額（1人あたり月額）

- ▼3歳未満まで 1万5千円
 - ▼3歳以上5小学校修了前 1万円（小学校までの第3子以降は1万5千円）
 - ▼中学生 1万円
- ※所得制限を超えている場合には、1人あたり月額5千円が支給されます（特例給付）。

■児童手当の現況届

児童手当を受給している方には、6月1日に現況届を発送しますので、6月29日（金）までに提出してください。これは6月1日現在の養育状況などを確認するためのもので、提出されない場合、6月以降の手当の支給が遅れたり、支給ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※公務員の方（出向などを除く）は職場で手続きをしてください。

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくは父、または母を失った児童を対象に18歳に達した年度末まで

で支給されます。

■支給額

児童1人につき、月額2千円
※1年以上市内に在住し、現に児童を養育している方に限ります。

母子・父子福祉手当

ひとり親家庭で、18歳に達する年度までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を養育している方に支給されます。

■支給額

児童1人につき月額1千円

※現に児童を養育している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■受給資格者（国籍は問いません）

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、または中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限があります）。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④ 父または母の生死が不明である児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨ 母が懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額（月額）

受給資格者や配偶者及び扶養義務者（同居している受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹）の前年の所得や、監護（養育）する児童数などにより決定します。

- ▼児童1人の場合
 - ・全部支給 4万2千500円
 - ・一部支給 4万2千490円～1万300円
- ▼児童2人目は1万400円～5千200円、3人目以降1人につき6千200円～3千100円の加算有り

ひとり親家庭等医療費 の申請（更新）について

■ひとり親家庭等医療費更新の手続き
現在ひとり親家庭等医療費を受給中の方は更新の手続きが必要です。受給中の方には書類を送付しますので6月29日（金）までに手続きをお願いします。なお、新たに該当となった方については随時受付しています。

■助成内容

■保険適用になる自己負担額の助成
■助成対象者／次のいずれかに該当する方（前年所得を基に判断）

- ▼母子・父子家庭の母または父と児童
- ▼準母子・準父子世帯
- ▼父母のいない児童

※児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証、印鑑

*6月中に更新の手続きが行われない場合は、7月1日付の受給者証の発行ができませんのでご注意ください。

多子世帯の保育料助成

昨年度に引き続き、18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降で3歳未満の子どもに対する保育料等の助成制度があります。認可保育所だけでなく、認定こども園や幼稚園、届出認可外保育施設も対象となります（南国市外の施設も対象となります）。

■対象者／南国市にお住まいの方で、満18歳未満の子ども（平成12年4月2日生まれ以降の子ども）を3人以上養育している世帯の第3子以降かつ3歳未満児（平成27年4月2日生まれ以降の子ども）

■対象期間／平成30年4月分から平成31年3月分

■免除・補助額等

- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等／利用者負担額無料
- ・届出認可外保育施設／基本的な保育サービスに要する費用を補助（月額5万円を上限）
- ・幼稚園／授業料等で就園奨励費を超える額を補助（月額2万5千円を上限）

■提出期限／平成31年3月末厳守（年度をこえて助成はできません）

※必要書類は子育て支援課窓口や南国市のホームページからダウンロードができます。

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆国民年金には「付加年金」がおすすめです

付加年金は任意加入（農業者年金加入者は強制加入）です。第1号被保険者・任意加入被保険者の方が対象となります。定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納付すると、受給時に老齢基礎年金額に「200円×付加保険料納付月数」が加算されます。

【例えば付加保険料を10年間納付した場合】

付加保険料・・・保険料負担額
400円×10年（120月）＝48,000円
付加年金額・・・老齢基礎年金への加算額（年額）
200円×10年（120月）＝24,000円

- ※付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。
- ※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※付加年金は定額のため、物価スライドの影響を受けません。
- ※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。

■問い合わせ ・南国年金事務所 ☎864-1111
（自動音声案内に従って②→②と押すと、国民年金課に繋がります。）
・市民課年金係 ☎880-6555